令和4年度社会福祉法人羽陽の里事業計画

１　基本理念

**「敬・実・和」**

～まごころをもって、他の人を敬愛し、和をはかる。～

私たちは、利用者の立場に立って個々のニーズに応じたサービスを

提供し、利用者やご家族の皆様から安心と納得が得られ、地域からも

信頼される施設づくりを目指します。

|  |
| --- |
| 1 利用者主体のサービス提供  　　　サービスを利用される一人ひとりの基本的人権を護り、常に利用者の立場に立って  「敬・実・和」の理念を念頭に、利用者主体のサービス提供に努めます。    2 個別性を尊重したサービスの提供  サービスの利用者及びご家族等に対して「個人の尊厳」を常に心がけ、個別ニーズ  と意思を尊重し、皆さんが満足できるサービス、個性が活きてくるサービスの提供に  心がけます。  3 信頼と納得が得られるサービスの質の向上  　 提供しているサービス内容を自己評価・点検し、サービスの質の改善と向上に努め、利用者やご家族の皆さんから安心と納得が得られるよう努めます。  4 情報公開等による運営の透明性  　 広報活動やホームページの活用など、積極的に情報を公開することにより透明性の  ある開かれた法人運営に努めます。  5 地域に根ざした法人  　 保健・医療・福祉関係機関等との連携を積極的に図りながら、地域に密着し、地域  住民のニーズに沿った事業を展開し、地域にとって信頼される法人を目指します。  6 人材育成  　 常に質の高いサービスの提供をめざし、研修・研究を重ねて専門性の向上と人材育  成に取り組んでいきます。 |

２　重点目標

　（今年度は、特に感染症予防に継続して取り組みます。施設運営においては、新型コロナ

ウイルス感染状況を見据えながら、計画の見直しも含め柔軟に対応することとします。）

1. 経営の安定化を図るため、特に利用率の向上に努めるとともに、諸経費の節減

に努めます。

1. 各事業所の利用率目標を設定し、達成に向け対策を講じます。

特　養：平均利用率97.5％を目指します。　短　期：平均利用率75％を目指します。

小規模：登録者平均27名を目指します。 　居　宅：平均給付管理40件を目指します。

1. 事業費及び事務費の支出状況を精査するとともに、比較検討や職員の意見も聴取し、

情報の共有化を図り可能な範囲で節減に努めます。

1. 地域との連携を図り、地域交流・福祉教育・防災等相互交流に努めます。

(1) 高擶公民館、清池地区及び各種団体等との連携を図るとともに、地域行事への参加、各種ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ、介護関連実習の受入れ等を通し、地域に根差した施設運営に努めます。

(2) 高擶地区社会福祉協議会等との連携を図り、地域カフェ推進事業たかだまサロン「こっ茶来い」に協力団体として引き続き参加し、地域福祉に貢献します。

　　また、町内会長、民生児童委員等と連携し、必要に応じ施設近隣の福祉ニーズに即した事業の検討と、陽だまりの会やいきいきサロン等地域活動への協力を行います。

(3) 地域の自主防災組織との連携を図り、隣組等との防災体制の組織化等を検討します。

1. 利用者の権利擁護とサービス水準の向上及び適切な情報発信に努めます。

(1) 虐待防止や個人の尊重に関する研修を継続実施すると共に、サービスの自己評価等により提供しているサービスの客観的な把握を行い、業務改善及び質の向上を目指します。

(2) OJT及び職場内研修の充実と、県及び老施協並びに関係機関・団体等が主催する研修会に職員を派遣するとともに、内部での伝達研修を行い職員の資質向上に努めます。

(3) 苦情対応委員会の第三者委員や天童市介護相談員等外部の方の定期的な訪問等により、

利用者との交流及び施設環境等への意見や要望、苦情等を把握し改善に努めます。

(4) ご家族等との交流を深める事業の実施と、施設からの適切な情報発信を強化するため、

運営状況や食事状況等について、個別広報紙のほかユニット便りや適宜関係資料等を送付

し広報活動を充実します。

1. 感染症及び介護事故等の未然防止とリスク管理を強化します。

(1) 職場内研修で感染症や事故防止等について取り組むほか、リスク管理委員会でヒヤリハットや事故事例を検討し対策を講じるとともに、職員間で情報の共有化を図り事故等の削減を目指します。

(2) 感染症対策では、特に新型コロナウイルス、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染予防対策の強化、事故防止では、誤薬防止と骨折等の事故防止対策を特に強化します。

３　事業計画

Ⅰ　施設の管理運営と財務管理の適正化

１ 介護保険法等関係法令及び県条例等を順守し、当法人定款、定款施行細則及び就業規則等関

係規則等に基づき事業を運営し、施設目的に沿った適切な施設経営を行います。

２ 経理規程、職員給与支給規程及び同細則等に基づき、適正な事務を執行します。各種帳簿や

証拠書類の整備に努め、効果的・効率的な事務の執行を行うとともに、事務処理等においては、

内部牽制体制で臨み事故防止等に努めます。

３ 利用率の目標を設定し、施設の広報活動や関係事業所への理解を得るための活動を強化する

　 とともに、各種加算の検討を適宜行い、利用率の向上と収入の確保に努めます。

　 また、経費節減について職員間の意見も聴取し、具体的に可能な範囲で節減に努めます。

Ⅱ　サービス提供の適正な管理と業務改善

１ 利用者の権利擁護の推進と法令等遵守指針及び職員行動基準等を遵守し、サービスの適正な

管理を推進するとともに、各種委員会・専門部会等の活動を通し、利用者のニーズに沿った適

切なサービスとなるよう随時見直しを行い改善に努めます。

２ 小規模多機能型居宅介護事業所での第三者評価、特養等でのサービス評価の自己評価等を踏

まえ、提供しているサービスの質について検討を加え改善を図ります。

３ 利用者や家族等の意見・要望を施設運営に活かすため、引き続き第三者委員（外部委員4名）

を含めた苦情対応委員会の活動や意見箱の設置・活用を行います。

４ 利用者や家族等からの苦情については、内部調査及び必要に応じ第三者委員による調査結果

を踏まえ、適切に報告・改善を図ります。

また、職員による不適切なケア等が確認されたときは、指導を強化し適切な対応に努めます。

５ 毎月、各部所の代表者からなる運営会議を開催し、運営状況、抱える課題・問題点等を検討

し、業務における意思統一を図り、指揮命令系統を明確にしながら業務改善を図ります。

６　利用者等の個人情報や秘密等に対して守秘義務の徹底を図るとともに、施設が保有する文書

の開示については、情報公開規程に基づき適切に対応します。

Ⅲ　利用者のニーズに沿ったサービス提供と質の向上

１　個別支援計画に基づく適切なサービスの提供

(1) 利用者・家族の要望と個別状況に応じたアセスメントを行い、個別支援計画(ケアプラン)の

原案を説明し、同意を得て計画を作成します。

(2) 状況変動時、介護認定更新時・変更時等はモニタリング（再評価）を実施し、家族等及び関係する職員を含めたサービス担当者会議を開催し、ケアプランを検討します。

２　利用者の疾病予防と健康管理の推進

(1) 日常的観察（体温測定毎日、血圧測定随時及び体重測定月1回、入浴の判断等）を行い、

利用者の体調変化等の早期発見に努め、嘱託医と連携を図るとともに、緊急時及び治療必要

時は、協力病院を含めた医療機関への受診を行います。

(2) 利用者の健康診断を年1回実施し、健康状態の把握に努めます。

(3) 内科嘱託医による定期診察を第1・3水曜日に行うとともに、歯科医師（協力歯科医院）と

の連携及び歯科衛生士による口腔ケア指導（原則第1・2・3木曜日）を受け、介護職員とも

連携し利用者の健康管理・口腔衛生管理等に努めます。

(4) 感染症や褥瘡予防等に努め、必要に応じマニュアルの見直しや対策を検討するとともに、BCPの見直しを行い、職場内研修も含め感染症対策の充実を図ります。

(5) 内服薬については、他職種と連携しマニュアルに沿って安全に内服できるよう努めます。

３　計画的な機能訓練の実施

(1) 利用者の個別ニーズに沿って機能訓練基本計画の作成と実践を行い、3か月ごとにﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ

を実施し、状況により計画を見直すなど適正なサービス提供に努めます。

(2) 計画策定時は、利用者及び家族等の要望等を把握するとともに、十分な説明を行い同意を

得て機能訓練サービスを提供します。

(3) 介護職員・看護師等と連携し、日常的な生活リハビリを実践することで、身心機能の低下

を防止するよう配慮し、より良い生活の維持・向上に努めます。

　(4) クラブ活動(1回/月)、日曜レク(1回/W)を通し、アクティブティ活動と他者との交流機会を

設けることで、楽しみと潤いのある生活を提供します。

　(5) 日常生活において、季節感ある壁面づくりや創作物を作成することで、季節感や他者と協

力する達成感を感じてもらうとともに余暇の過ごし方等を支援します。

４　利用者の栄養管理と豊かな食事の提供

(1) 低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師・管理栄養士・看護師等が共同して作成した

栄養ケア計画に従い、日々の食事の観察を行い、利用者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食

事の調整等を行います。

(2) 年1回健康診断を受診するとともに、定期的な健康観察等を踏まえて、個々の健康状態に合

った栄養・食事の提供を行います。

(3) 利用者の嗜好や希望を取り入れ、行事食や郷土食等のメニューの提供・家庭の味を大切にし

安全で安心、健康的なメニューの提供に努めます。行事食としては、観桜会、節句、敬老会、

　クリスマス、元旦、ひな祭り等季節行事に応じた食事サービスを提供します。

(4) 嗜好調査・喫食率調査等を定期的に行い、利用者の方々に満足してもらえるような食事の提

供と、食中毒対策マニュアル等により厨房及びユニット内の衛生管理の徹底に努めます。

５　適切な介護サービスと日中活動の充実

(1) 施設全体行事（観桜会、長寿を祝う会と秋祭り又は文化祭等）を開催するとともに、各ユニ

ット・フロアごとに誕生会やお菓子作り、外出ドライブ、季節感あふれる各種行事を取り入

れ、生活に潤いと楽しみを共有できるよう努めます。

(2) 各種地域行事への参加や地域のボランティア団体等との連携を深め、年間を通し地域の方々

との交流が深まるよう配慮します。

Ⅳ　事故等の未然防止と防火防災体制の整備及び建物設備等の維持管理

１　組織的なリスク管理を徹底するため、ヒヤリハットや事故等の要因分析、再発防止策の検討

　等をリスク管理委員会で行い、対策を実行するとともに職員間の情報の共有化に努めます。

　 また、事故発生時は、マニュアルに沿って事故後の処置及び関係者・関係機関への連絡を適

切に行います。

２　非常時連絡網を整備し、事故や災害時の円滑な情報伝達に努めます。

また、定期的に火災や地震、水害等を想定した避難訓練を行うとともに、近隣住民や地元消

防団との組織化を図り、地域からの協力・支援体制について協議・検討します。

３　施設内外の清掃・環境美化や設備等の点検を定期的に実施し、清潔で安全な環境の保持に努

めます。

Ⅴ　職員の健康管理と資質向上の推進

１　職員の健康診断を年1回実施（夜間勤務者は年2回）するとともに、交通事故・感染症等予

防に努め、適正な健康管理に努めます。

また、労働基準法及び就業規則等に基づく適正な労務管理に努めます。

２　職員の人材育成と職場の活性化を図るため、職場内研修、派遣研修及び資格取得のための派

　遣研修を計画的に実施するとともに、日常的なＯＪＴが有効的に機能するよう推進します。

３　相談体制を整備し、業務上の悩みやチームケアの円滑化のための取り組みを推進します。

また、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの相談窓口を設置し、快適な職場環境

づくりを推進します。

Ⅵ　福祉人材育成と地域福祉への貢献

１　羽陽学園短期大学（施設実習・介護実習及び授業の一環としての交流等、ボランティア及び

学生バイト受け入れによる人材育成等）及びたかだま幼稚園（園児による遊戯披露等）との交

流を促進します。

また、視察者や福祉施設体験等の受け入れ、地区民や団体等の施設活用等を通し、地域に開

かれた施設づくりに努めます。

２　高擶地区社会福祉協議会並びに高擶公民館と連携を図り、地域カフェ推進事業たかだまサロ

ン「こっ茶来い」に協力団体として引き続き参加し、各種団体と連携を図りながら地域福祉に

貢献していきます。

　　 また、町内会長、民生児童委員等と連携し、施設近隣の方で福祉的な支援が必要な場合、可

能な公益的活動を推進します。

３　居宅介護支援事業所の運営を通し、在宅福祉・地域福祉の貢献に努めます。

また、虐待等緊急対応の必要なケースについては、天童市及び地域包括支援センターからの

要請に応え、緊急ショートステイとして対応するなど、柔軟な施設運営を図り、在宅福祉推進

に寄与します。

４　利用者のご家族への広報活動（広報紙やユニット便りの発行等）をより一層充実するととも

に、法人ホームページの充実を図り情報公開、情報提供に心がけ、透明性のある法人経営に配

慮します。